みんなでまちづくり活動助成金を活用してみませんか？

添田町を「にぎやか」にしてくれる団体や地域の問題を解決し住みたくなる町を一緒に作ってくれる団体を応援するため助成金を交付します。

地域のコミュニティ作りにチャレンジ！

小さな活動

対象者
・仲間が５人以上いる団体
・添田町在住である
・会則がない団体でもOK

交付額
・最大５万円

交付回数
・１団体につき１回

必要書類
・申請書・加入者名簿
・事業計画書・収支予算書

継続性のあるにぎわいづくりを！

大きな活動

対象者
・仲間が５人以上いる団体
・添田町に在住・通学・通勤している
・会則があり添田町に拠点がある団体

交付額
・最大20万円

交付回数
・１団体につき１回

必要書類
・申請書・会則及び会員名簿
・事業計画書・収支予算書

対象となる活動例

〇特産品等の作成（材料代、備品購入費など）
〇花いっぱい運動（苗代、肥料代など）
〇地域のイベント企画（消耗品、チラシ印刷代、施設使用料など）
〇地域についての勉強会（講師謝金、施設使用料など）
〇子どもの芸術文化体験（講師謝金、消耗品、イベント保険料など）
〇農林業体験（苗代、肥料代、チラシ印刷代、イベント保険料など）

申請期間

５月７日（水）～12月26日（金）まで

※詳しくは裏面へ

対象とならない活動

・国、県その他の団体の補助金または本町の他の補助金等の交付を受けるもの
・活動の内容が、法令または本町の各種計画等に反するもの
・活動の効果が特定の個人または団体のみに帰属するもの
・地域で恒例となっているイベント等の活動
・団体等の運営を目的とするもの
・政治活動及び宗教活動を目的とするもの
・営利を目的とするもの

対象となる経費

・講師の謝金及び旅費
・消耗品費
・役務費（切手、はがき、スポーツ・ボランティア保険など）
・印刷製本費（チラシ作成）
・使用料及び賃借料（公民館等使用料、機器リース代など）
・備品購入費（事業に必要なもの）※ただし、パソコン、プリンタ、カメラ、タブレットなど汎用性の高い物品は不可
・その他の経費（警備の委託料、設備の燃料代など）

※経費に関しては個別に判断するため要相談

対象とならない経費

・イベント手伝い（ボランティア）への謝金
・事務的経費
・団体内の会員が講師や出演者の場合の謝金及び旅費
・イベント参加者に対する単なる賞品や参加賞に係る費用
・自動車保険料、個人所有物の借受料
・事業量に合わない過大な機材及び備品の購入やリース
・本来個人で購入すべき物品の購入費
・人件費・食糧費（弁当などの食事経費）など

↑申請書や助成金交付要綱などは町ホームページを確認ください。

申請方法

申請書をまちづくり課政策企画係まで必要書類を添付し、提出してください。

審査方法及び交付決定

審査は申請書類を確認し、町が定める評価項目により行います。
助成金の交付が適当と認められた時、交付決定を通知します。

申請の際は「助成金交付要綱」を必ずご確認上、申請してください。

お問合せ
添田町役場
まちづくり課　政策企画係
0947-82-5965
kikaku@town.soeda.fukuoka.jp